

官報

号外 昭和三十四年二月三日

第三十一回衆議院會議録 第十二号

昭和三十四年二月三日(火曜日)

議事日程 第十号

昭和三十四年二月三日

午後一時開議

第一 未帰還者に関する特別措置法案(海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○今日の會議に付した案件

日程第一 未帰還者に関する特別措置法案(海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長提出)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

輕機械の輸出の振興に関する法律案(内閣提出)

午後一時九分開議
○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。

日程第一 未帰還者に関する特別措置法案(海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 未帰還者に関する特別措置法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長田口長治郎君。

未帰還者に関する特別措置法案
右の議案を提出する。

昭和三十四年一月三十日
提出者

海外同胞引揚
及び遺家族援
護に関する調
査特別委員長
田口長治郎

未帰還者に関する特別措置法案
(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に關し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする。

(民法第三十条の宣告の請求等の特例)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)

第二条第一項に規定する未帰還者(以下「未帰還者」という。)に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求は、厚生大臣が行うことができる。ただし、厚生大臣において当該未帰還者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限る。

一 昭和二十二年一月一日以後生死が分明でない者(諸般の事情により現に生存している可能性が多いと認められる者を除く。)

二 昭和二十二年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日まで

の間に生存していたと認められる資料はあるが、昭和二十八年一月一日以後生死が分明でない者のうち、諸般の事情により現に生存していないと推測される者

2 前項の請求をする場合には、厚生大臣は、当該未帰還者の留守家族の意向を尊重して行わなければならない。

3 第一項の規定による厚生大臣の請求に基く民法第三十条の宣告(以下「戦時死亡宣告」という。)の取消の請求は、厚生大臣が行うことができる。

4 厚生大臣が第一項又は前項の規定により戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行う場合には、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第六条の規定は、適用しない。

(弔慰料の支給)

第三条 未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料を支給する。

2 前項の弔慰料の支給は、これを受けようとする者の請求に基いて行う。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲は、戦時死亡宣告により未帰還者が死亡したものとみな

される日におけるその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、戦時死亡宣告の裁判が確定した日(以下「基準日」という。)前に離縁によつて未帰還者との親族関係が終了した者を除く。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位)

第五条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母及び祖父母については、未帰還者が死亡したものとみなされる日において帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしていたと認められる者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(未帰還者が死亡したものとみなされる日以後基準日前に未帰還者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という。))以外の者と婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。))し、又は遺族

以外の者の養子となつた者を除く。
二子（基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
三 父母
四 孫（基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
五 祖父母
六 兄弟姉妹（基準日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子
八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫
九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者
2 前項の規定により弔慰料の支給を受けるべき順位にある遺族が、基準日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者が基準日まで二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合には、一年以上、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を弔慰料の支給を受けるべき順位とみなすこととができる。
（弔慰料の額）
第六条 弔慰料の額は、戦時死亡宣告を受けた者一人につき三万円（当該戦時死亡宣告を受けた者が第十三条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、二万円）とする。
（同順位者が数人ある場合）
第七条 弔慰料の支給を受けるべき同順位者の遺族が数人あるときは、その一人のした弔慰料の支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした弔慰料の支給は、全員に對してしたものとみなす。
（弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合）
第八条 弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に弔慰料の支給の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の弔慰料の支給を請求することができる。
2 前条の規定は、弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡し、同順位者の相続人が数人ある場合における弔慰料の支給の請求及びその支給について準用する。
（弔慰料の返還の免除）
第九条 戦時死亡宣告の取消があつた場合において、弔慰料が支給されてゐるときは、その支給された弔慰料は、国庫に返還させないことができる。
（時効）
第十条 弔慰料の支給を受ける権利は、三年間行われないときは、時効によつて消滅する。
（譲渡等の禁止）
第十一条 弔慰料の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。
（非課税等）
第十二条 弔慰料として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することはできない。
2 弔慰料に関する書類には、印紙税を課さない。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用）
第十三条 第二條第一項各号のいずれかに該当する未帰還者であつて次の表の第一欄に掲げるものが戦時死亡宣告を受けたときは、それぞれ、同表の第二欄に掲げる法律の適用については、その者は、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により同表の第四欄に掲げる日に死亡したものとみなす。ただし、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により死亡したものとはみなすことが相当でないことを認められる場合においては、この限りでない。

けるべき順位の遺族とみなすことができる。
（弔慰料の額）
第六条 弔慰料の額は、戦時死亡宣告を受けた者一人につき三万円（当該戦時死亡宣告を受けた者が第十三条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、二万円）とする。
（同順位者が数人ある場合）
第七条 弔慰料の支給を受けるべき同順位者の遺族が数人あるときは、その一人のした弔慰料の支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした弔慰料の支給は、全員に對してしたものとみなす。
（弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合）
第八条 弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に弔慰料の支給の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の弔慰料の支給を請求することができる。
2 前条の規定は、弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡し、同順位者の相続人が数人ある場合における弔慰料の支給の請求及びその支給について準用する。
（弔慰料の返還の免除）
第九条 戦時死亡宣告の取消があつた場合において、弔慰料が支給されてゐるときは、その支給された弔慰料は、国庫に返還させないことができる。
（時効）
第十条 弔慰料の支給を受ける権利は、三年間行われないときは、時効によつて消滅する。
（譲渡等の禁止）
第十一条 弔慰料の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。
（非課税等）
第十二条 弔慰料として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することはできない。
2 弔慰料に関する書類には、印紙税を課さない。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用）
第十三条 第二條第一項各号のいずれかに該当する未帰還者であつて次の表の第一欄に掲げるものが戦時死亡宣告を受けたときは、それぞれ、同表の第二欄に掲げる法律の適用については、その者は、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により同表の第四欄に掲げる日に死亡したものとみなす。ただし、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により死亡したものとはみなすことが相当でないことを認められる場合においては、この限りでない。

た場合において、弔慰料が支給されてゐるときは、その支給された弔慰料は、国庫に返還させないことができる。
（時効）
第十条 弔慰料の支給を受ける権利は、三年間行われないときは、時効によつて消滅する。
（譲渡等の禁止）
第十一条 弔慰料の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。
（非課税等）
第十二条 弔慰料として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することはできない。
2 弔慰料に関する書類には、印紙税を課さない。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用）
第十三条 第二條第一項各号のいずれかに該当する未帰還者であつて次の表の第一欄に掲げるものが戦時死亡宣告を受けたときは、それぞれ、同表の第二欄に掲げる法律の適用については、その者は、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により同表の第四欄に掲げる日に死亡したものとみなす。ただし、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により死亡したものとはみなすことが相当でないことを認められる場合においては、この限りでない。

2 未帰還者であつて前項の規定の適用を受けるものが第二條第一項		各号のいずれにも該当しなくなつたときは、当該未帰還者に関する			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）第二條第一項に規定する軍人軍属	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第五十五号）	在職期間内（弔慰金に）ついては、昭和十二年七月七日以後に戦時死亡宣告を受けた者（戦時死亡宣告を受けた者）の負傷又は疾病により死亡したもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）第二條第一項に規定する軍人軍属	昭和二十七年三月三十一日以後、昭和二十八年三月三十一日以前に死亡したもの	昭和二十七年三月三十一日以後、昭和二十八年三月三十一日以前に死亡したもの
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）第二條第一項に規定する軍人軍属	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第五十五号）	在職期間内（弔慰金に）ついては、昭和十二年七月七日以後に戦時死亡宣告を受けた者（戦時死亡宣告を受けた者）の負傷又は疾病により死亡したもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）第二條第一項に規定する軍人軍属	昭和二十七年三月三十一日以後、昭和二十八年三月三十一日以前に死亡したもの	昭和二十七年三月三十一日以後、昭和二十八年三月三十一日以前に死亡したもの
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）第二條第一項に規定する軍人軍属	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十八年法律第五十五号）	在職期間内（弔慰金に）ついては、昭和十二年七月七日以後に戦時死亡宣告を受けた者（戦時死亡宣告を受けた者）の負傷又は疾病により死亡したもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）第二條第一項に規定する軍人軍属	昭和二十七年三月三十一日以後、昭和二十八年三月三十一日以前に死亡したもの	昭和二十七年三月三十一日以後、昭和二十八年三月三十一日以前に死亡したもの

は、はじめから前項の規定の適用がなかつたものとする。

3 前項の場合において、戦傷病者戦没者遺族等援護法又は恩給法の規定による給付が行われており、かつ、当該未帰還者に關し新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは恩給法又は未帰還者留守家族等援護法の規定による給付を行へべきときは、すでに行つた戦傷病者戦没者遺族等援護法又は恩給法の規定による給付は、新たに行へべき給付の内払とみなす。

(権限の委任)

第十四条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(沖縄地域に関する特例)

第十五条 この法律の適用に關しては、「戦時死亡宣告」には、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）において行われたこれに相当する宣告を含むものとする。

(省令への委任)

第十六条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十三条中「六年」を「九年」に改める。

附則第四十項及び第四十六項中「附則第四十三項」を「附則第四十四項」に改める。

3 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「取得した者」の下に「（未帰還者に關する特別措置法（昭和三十四年法律第 号）による弔慰料の支給を受ける権利を取得した者を含むものとする。）」を加える。

4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第六十四号の次に次の一号を加える。

六十四の二 未帰還者に關する特別措置法（昭和三十四年法律第 号）の定めるところにより、民法（明治二十九年

法律第八十九号）第三十条の宣告の請求又はその宣告の取消の請求を行うこと。

第十四条の二第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 未帰還者に關する特別措置法を施行すること。

理由

国が調査究明をしてもなおその状況を明らかにすることができない未帰還者に關し、民法第三十条の宣告の請求について特例を設け、また、その遺族に対し弔慰料を支給することとする等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、約三億一千二百万円の見込である。

田口長治郎君登壇

○田口長治郎君 たい、議題となりました未帰還者に關する特別措置法案につきまして、その提案の趣旨及び内容の概要について御説明申し上げま

す。

終戦以来官民あげての努力によりまして、海外未帰還同胞の大部分が無事引き揚げを完了いたしておることは、まことに喜びにたえないところであります。しかしながら、すでに終戦後十三年有余を経過いたしておる今日、今

なお三万三千余人に上る未帰還者があり、しかも、その大部分は各種の調査究明の手段を講じたにもかかわらず、依然として消息不明であり、生存の期待が持てない者もありますことは、国民のひとしく痛恨にたえないところであります。しかしながら、今もなおこれら肉親の安否を気づかう留守家族の心情を思いましますとき、さらにその調査究明の徹底を期すべきことはもちろんであります。終戦前後の混乱期にその消息を断つた者など、死亡の公算の高い未帰還者につきましては、何らかの特別措置を講ずることが、かえつて留守家族の希望にも沿うことであると考

えられますので、今回、当委員会といしましては、慎重検討の結果、この際、国が所要の手続を講じ、その結果死亡したものとなされる者の遺族には、できる限りの援護の措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出いたした次第であります。

以下、本案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、未帰還者にかかる民法第三十条の宣告の請求の特例を設け、厚生大臣が戦時死亡宣告の請求をすることができるといたしました。すなわち、国が未帰還者の状況に關し調査究明をした結果、なおこれを明らかにすることができない者のうち、終戦直後の混乱期及びこれに引き続く時期において死亡したものと認められる場

合には、厚生大臣は、留守家族の意向を尊重して、民法第三十条の宣告の請求ができることとし、この請求に基く宣告を戦時死亡宣告と呼ぶこととしたのであります。

第二に、未帰還者が戦時死亡宣告を受けた場合には、その遺族に対し弔慰料を支給することとし、その額は、この宣告を受けた者一人につき三万円としたのであります。

第三に、未帰還者が戦時死亡宣告を受けた場合には、その者が恩給法もしくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受ける者である場合には、原則として公務によって死亡したものとみなし、公務扶助料、遺族年金、遺族給付金の支給等、それぞれの法律の規定による処遇を与えることとしたのであります。

第四に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正して、さらに本年八月一日から三年間引き続いて留守家族手当を支給し得ることとしたのであります。

以上が本案の要旨であります。海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員会といたしましては、

昭和三十四年二月三日 衆議院會議録第十二号 未帰還者に關する特別措置法案

昭和三十四年二月三日 衆議院會議録第十二号 放送法の一部を改正する法律案

この法律案を起草するに当りましては、昨年の暮れ以来、数度にわたり慎重な検討の結果、その大綱を決定し、さらに今年に至り法案起草の小委員会を設け、その調査検討の結果に基づきまして、去る一月三十日、ここに御説明申し上げました通りの法律案を全会一致をもって提出することといたしました次第であります。

なお、本案起草に際しまして、衆議院規則第四十八条の二の規定に基づき内閣の意見を求めましたところ、坂田厚生大臣より、本案は妥当である旨の発言がありました。

以上をもつて提案理由の説明を終ります。何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

放送法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、放送法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長浅香忠雄君。

放送法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

放送法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送をいう。

第二条に次の二号を加える。

五「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。

六「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の

一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。

第五条を次のように改める。

第九条第一項各号を次のように改める。

一 一次に掲げる放送による国内放送を行うこと。

イ 標準放送(五百三十五キロサイクルから千六百五十キロサイクルまでの周波数を使用し、て音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ)。

ロ 超短波放送(三十メガサイクルをこえる周波数を使用し、て音声その他の音響を送る放送であつて、ハに掲げる放送に該当しないものをいう。以下同じ)。

ハ テレビジョン放送(静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ)。

二 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

第九条第二項中第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に關し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたものを行うこと。

第九条第二項第六号の次に次の二号を加える。

七 放送番組及びその編集上必要な資料を第五十一条に規定する一般放送事業者の用に供し、又は外国の放送局に提供すること。

八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。

第九条第五項中「第二項第七号」を「第二項第九号」に改め、「定期的に行う調査により」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

四 協会は、標準放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならぬ。

五 協会は、第一項第二号の業務を行うについて、放送に關係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものである限り、かつ、協会の他の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならぬ。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 協会は、前条第一項及び第二項に規定する業務のほか、国際放送を行うものとする。

第十三条第二項中「を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制」を「その他その業務の運営に關する重要事項を決定に改める。

第十四条第四号中「放送番組」を「第四十四条の二第一項に規定する国内番組基準及び第四十四条の五第二項に規定する国際番組基準並びに放送番組」に改める。

第十五条第一項中「委員八人及び会長」を「委員十二人」に改め、同条第二項中「委員のうちから、委員及び会長が選挙する。」を「委員の互選によつてこれを定める。」に改める。

第十六条第二項中「任命に當つては」の下に、「委員のうち八人については」を加え、「各一人」を「各一人を、その他の委員については、これらの地区を通じて四人」に改め、同条第四項第六号及び第七号中「任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。」を削り、同条第五項中「会長を含む。」を削る。

第二十条第二項中「委員及び会長」を「委員」に改める。

第二十二条中「報酬を受けない。但し、」を削り、「受けるものとする。」を「受けるほか、その勤務の日

数に應じ相當の報酬を受けることができる。」に改める。

第二十三条の見出しを「(議決の方法等)」に改め、同条第一項中「並びにその他の委員及び会長のうち四人以上」を、又は第十五条第四項に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員」に改め、同条第二項中「出席者」を「出席委員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 会長は、第一項の会議に出席し、意見を述べることが出来る。

第二十四条中「理事三人」を「理事五人以上十人以内」に、「監事二人」を「監事三人以内」に改める。

第二十七条第二項中「委員六人」を「委員九人」に改め、同条第五項中「読み替える」を、「十分の一以上を有する者」と改めるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」とそれぞれ読み替える」に改める。

第二十八条第一項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 経営委員会又は会長は、それぞれ第二十七条第一項から第四項までの規定により任命した役員が同条第五項において準用する第十六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

第三十四条第一項中「放送」の下に「及びその受信」を加え、「第九条第一項第四号の範囲内」を削る。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事(国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基いて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。)に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、郵政大臣の認可を受けてこれを実施

することが出来る。この場合において、前条第四項に規定する受信料の月額額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額とする。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基いてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基いてしたものとみなす。

3 郵政大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

第三十九条中「第二項に掲げる業務」を「第二項並びに第九条の二の業務」に改める。

第四十条第二項中「内閣総理大臣を経て」を削る。

第四十二条第二項中「三十億円」を「会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍」に改める。

第四十四条の見出しを「(国内放送の放送番組の編集等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

協会は、国内放送の放送番組の編集及び放送に当つては、次の各

号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、よい放送番組を放送することによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払ふこと。

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにする。

三 わが国の過去のすぐれた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

第四十四条第三項各号列記以外の部分中「放送番組」を「(国内放送の放送番組)」に改め、同項第一号中「公安」の下に「及び善良な風俗」を加え、同条に次の二項を加える。

4 協会は、国内放送の放送番組の編集に当つては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならない。

5 協会は、教育番組の編集及び放送に当つては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるよう

しなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第四十四条の次に次の六条を加える。

(国内番組基準)
第四十四条の二 協会は、国内放送の放送番組の種類及び放送の対象とする者に應じて国内放送の放送番組の編集の基準(以下「国内番組基準」という。)を定め、これに従つて国内放送の放送番組の編集をしなければならない。

2 協会は、前項の規定により国内番組基準を定めた場合には、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(国内放送の放送番組審議会)
第四十四条の三 協会は、国内放送の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会(以下「中央審議会」という。)及び地方放送番組審議会(以下「地方審議会」という。)を置くものとする。

2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

3 中央審議会又は地方審議会は、次条第一項又は第二項の規定による会長の諮問に應じて答申する。

- 4 中央審議会及び地方審議会は、国内放送の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べるることができる。
- 5 中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上をもつて組織する。
- 6 中央審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 7 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。
- 第四十四条の四 協会が国内番組基準及び国内放送の放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問しなければならない。
- 2 協会が前条第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
- 3 会長は、中央審議会又は地方審議会が前条第三項又は第四項の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- (国際放送の放送番組の編集等)
- 第四十四条の五 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送又は外国の放送局に提供する放送番組の編集に当つては、わが国の文化、産業その他の事情を紹介してわが国に対する正しい認識をつちかい、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。
- 2 第四十四条の二第一項の規定は、協会の国際放送の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替へるものとする。
- (国際放送番組審議会)
- 第四十四条の六 協会は、国際放送の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会(以下「国際審議会」という。)を置くものとする。
- 2 第四十四条の三第三項から第六項まで並びに第四十四条の四第一項及び第三項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第四十四条の三第三項中「次条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「国内放送」とあるのは「国際放送」とあるのは「国際放送」と、同条第五項中「中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上」とあるのは「国際審議会は委員十人以上」と、第四十四条の四第一項中「国内番組基準及び国内放送」とあるのは「国際番組基準及び国際放送」とそれぞれ読み替へるものとする。
- (放送内容についての事後措置)
- 第四十四条の七 協会は、政令の定めるところにより、当該放送番組の放送後一箇月以内に限り、放送番組の内容を放送後において中央審議会、地方審議会若しくは国際審議会又は第四十四条の規定による訂正若しくは取消の放送の関係者が確認することができるようになつた措置をしなければならない。
- 第四十八条第一項第一号中「第九條第五項」を「第九條第二項第十号(任意的業務の認可)第九條第七項」に改め、「(放送に関する研究の実施命令)」の下に、「第三十七條の二第一項(収支予算等の認可)」を加え、同項第二号中「日本放送協会」を「協会」に改め、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項各号の」に改める。
- 第四十九條第一項中「前条に掲げる」を「前条第一項各号の」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- (報告)
- 第四十九條の二 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、協会に対しその業務に関する報告をさせることができる。
- 第五十一条中「(協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第五十一条の三とし、第三章中同条の前に次の二条を加える。
- (放送番組の編集等)
- 第五十一条 第四十四条第三項から第五項まで及び第四十四条の二の規定は、一般放送事業者(協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。)の放送番組の編集又は放送について準用する。
- (放送番組審議機関)
- 第五十一条の二 一般放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。
- 2 第四十四条の三第三項から第六項まで並びに第四十四条の四第一項及び第三項の規定は、審議機関について準用する。この場合において、第四十四条の三第三項中「次条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項」と、「会長」とあるのは「一般放送事業者」と、同条第四項中「会長」とあるのは「一般放送事業者」と、同条第五項中「中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上」とあるのは「審議機関は」と、同条第六項中「経営委員」とあるのは「一般放送事業者」の同意を得て、会長が委嘱する。」とあるのは「一般放送事業者が委嘱する。この場合において、その三分の一以内は、当該放送事業者の役員又は職員をもつて充てることができる。」と、第四十四条の四第一項及び第三項中「会長」とあるのは「一般放送事業者」とそれぞれ読み替へるものとする。
- 第五十二条の次に次の二条を加える。
- (学校向け放送における広告の制限)
- 第五十二条の二 一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。
- (放送番組の供給に関する協定の制限)
- 第五十二条の三 一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。
- 第五十三条の見出しを「(放送内容についての事後措置及び報告)」に改め、同条中「第四十四条第三項」を「第四十四条の七及び第四十九條の二」に改め、同条に次の後段を加える。
- この場合において、第四十四条の七中「中央審議会、地方審議会

若しくは「国際審議会」とあるのは、「審議機関」と読み替えるものとす
る。

第五十五条各号列記以外の部分中「左の場合」を「次の各号の一に該当する場合」に改め、同条第一号中「第九条に規定する業務」を「第九条第一項及び第二項並びに第九条の二の業務」に改め、同条第二号中「若しくは第三項の下に」、第三十七条の二第一項を加え、同条第三号中「第三十八条第一項の下に」、第三十九条を加える。

第五十八条中「不実な登記をした」を「第四十三条第二項の規定に違反して届出をしない」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 第四十九条の二(第五十三条において準用する場合を含む。)の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第四十四条の次に六条を加える改正規定中第四十四条の三、第四十四条の四及び第四十四条の六に係る部分並びに第三十一条の二に係る部分、公布の日から起算して六十日を経過した日から、第四十四条の次に六条を加える改正規定中第四十四条の七に係る部分及び第五十三条の改正規定(第四十四条の七に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して九十日を経過した日から、第四十四条の次に六条を加える改正規定中第四十四条の二及び第四十四条の五第二項に係る部分並びに第三章中二条を加える改正規定中第五十一条(第四十四条の二に係る部分に限る。)に係る部分は、公布の日から起算して百二十日を経過した日からそれぞれ施行する。

2 放送法第三十六條第三項の規定は、この法律の施行により新たに任命される日本放送協会の経営委員会の委員(以下「委員」といふ。)について準用する。

3 この法律の施行により新たに任命される委員の任期は、放送法第十七条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、一人については昭和三十一年六月十三日まで、一人については昭和三十六年七月七日まで、二人については昭和三十四年六月四日に退任する委員の退任に伴い任命される委員(その補欠の委員を含む。)の任期の末日までとする。

理 由

最近における放送事業の発展と放送が国民生活に及ぼす影響の増大と

にかえりみ、放送番組の適正を図るため各放送事業者が放送番組審議機関を設けるものとし、放送番組の編集等について規定を明確にし、日本放送協会についてその業務、財務及び機構の整備等を行い、一般放送事業者についても所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法の一部を改正する法律案に対する修正案

放送法の一部を改正する法律案に対する修正

放送法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十四条の改正規定中「五人」を「七人」に改める。

第四十四条の七の改正規定中「一箇月」を「三箇月」に改める。

第四十九条の二の改正規定の見出しを「(資料の提出)」に、同条の改正規定中「報告をさせることができる」を「資料の提出を求めることができる」に改める。

第五十一条の二第一項の改正規定に次のただし書を加える。

ただし、一の一般放送事業者の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下この項において単に「放送区域」という。)と他の一般放送事業者の放送区域とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域の三分の二以上に当るとき又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の二以上に当るときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。

第五十一条の二第二項の改正規定中「一般放送事業者が委嘱」の下に「(第五十一条の二第一項ただし書の規定により置かれる審議機関の場合にあつては、共同して委嘱)」を加える。

第五十三条の見出しの改正に関する部分中「報告」を「資料の提出」に改める。

第五十九条の改正規定中「報告を怠り、又は虚偽の報告をした者」を「資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者」に改める。

【報告書は会議録追録に掲載】

【浅香忠雄君登壇】

○浅香忠雄君 ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案に、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昨年十二月十日内閣から提出されたものでありますが、その提案理由とすると、昭和二十五年放送法制定以来今日に至る八九年

余の間に、わが国放送事業は科学技術の進歩と相俟って飛躍的發展を遂げ、民間放送の出現、テレビジョン放送の発足等により、放送界の事情も現行法制定当時とは著しく変化しているので、政府は、放送事業の重要性にかんがみ、放送番組の向上、適正化、日本放送協会の業務、財務、機構の整備等、当面必要とする諸点について今日の実情に適応するよう放送法の改正を企図し、さきに第二十八回及び第三十回国会に改正案を提出したのであるが、いずれも審議未了となつたので、重ねて本国会にこの法律案を提出するに至つたといふのであります。

次に、本案の内容をなす主要改正点について申し上げます。

本改正案の特色とも申すべきものの第一は、放送番組の向上、適正化をはかつたことでありまして、すなわち、日本放送協会と一般放送事業者とを通じ、その放送番組は原則として教養または教育番組、報道番組、娯楽番組の三者が調和を保つようにしなければならず、特に教育番組については、その内容を向上して教育効果を高からしめるようにしなければならない旨の規定を設けているほか、現行法のいわゆるラジオ・テレビ・コードに、新たに善良な風俗を害してはならない旨の規定をつけ加え、また、これら放送番組編集上の準則の実効を上げる手段として、各放送事業者の諸機関たる放送

昭和三十四年二月三日
衆議院會議録第十二号
放送法の二部を改正する法律案

番組審議機関の設置を法定し、事業者は、この機関に諮って番組編集の基準を作成し、かつ、これを公表して、世論の動向と番組審議機関の批判とによつて放送番組の適正化をはかろうとするものであります。特に、日本放送協会の番組審議機関としては、国内並びに国際番組審議会を設け、国内番組につきましましては、中央審議会のほか、政令で定める地域ごとに地方審議会を設けることとしたしておるほか、協会

業務の範囲及び規模の増大に伴う措置として、理事を五人以上十人以内、監事を三人以内置き得ることに改め、財務関係においては、放送債券の発行限度額を純財産額の三倍以内に引き上げ、また、毎事業年度の収支予算等が国会の閉会等やむを得ない理由によって当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合の臨時的措置に關する規定を設けております。

の国内及び国際番組編集上の準則を改正して、その公共的使命を一そう明らかにいたしました点であります。これらの改正を通じて注目せらるべきことは、放送が言論機関たる特性にかんがみ、行政権による規制を避け、放送事業者の自律性を尊重したことであります。

本改正案の特色の第二は、日本放送協会の業務、機構及び財務を整備したことであります。すなわち、協会の公共的な性格をより明らかにし、その業務の範囲を広げたほか、経営委員会については、その協会の意思決定機関た

以上のほか、一般放送事業者に対してその主体性を確保するため、特定の者のみから放送番組の供給を受けることとなる条項を含む番組供給に関する協定を締結してはならないこととするほか、学校向け放送番組には学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない旨の規定を設け、日本放送協会及び一般放送事業者双方に対して、放送番組内容の一定期間保存の義務、特定事項に関し通信大臣に対する報告を提出する義務を課することとしております。

る性格を明確にするとともに、委員の数は、現行の地区制八人のほかに、新たに全国制四人を加えて十二人とし、その欠格条項を若干緩和して適材の選任を容易ならしめ、また、委員は、旅費その他の実費のほか、勤務日数に応じて相当の報酬を受けることができることに改め、業務執行機関については会長を経営委員会の構成からはずし、

なお、本法律案は、特定の条項を除き、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行されることになっております。

通信委員会におきましては、昨年十二月十日本案の付託を受け、まず政府の提案理由の説明を聞き、次いで政府との間に質疑応答を行なったのでありましたが、前に申し述べました通り、本

法律案と内容と同じくする法律案が前国会に提出され、慎重審議を経ております関係もありまして、本案に対する質疑は十二月二十三日をもって終了、同日、自由民主党橋本登美三郎君より本案に対する修正案を提出、これが趣旨の弁明と修正案に対する質疑が行われました。

修正案の主要点を申し上げれば、
一、日本放送協会の理事の數に關し、
原案の「五人以上十人以内」を「七人以上十人以内」と改めたこと、二、放送内容についての事後措置の期間につつき、原案の「一箇月以内」を「三週間以内」としたること、三、郵政大臣が放送事業者から業務報告を求めることがでできる旨の規定を「業務に關し資料の提出を求めること」がでできる」と改めたこと、と、四、一般放送事業者の放送番組審議機關に關し、放送区域または区域人口の三分の二以上が重複する場合に限り審議機關の共同設置を認めることとしたことの四点であります。

かくして、委員会は、今二月三日討

論に入り、自由民主党を代表して服部安司君は橋本君提出の修正案並びに同修正部分を除く原案に賛成の意見を、日本社会党を代表して森本靖君は修正案並びに原案に反対の意見を述べられ、次いで採決の結果、多数をもって橋本君提出の修正案並びに同修正部分を除く原案を可決いたしました次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。

○議長（加藤録五郎君） 討論の
あります。順次これを許します。

小松信太郎君

〔小松信太郎君登壇〕

○小松信太郎君 私は、日本社会党代表いたしまして、ただいま議題なっております放送法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行わとするものであります。(拍手)

現行放送法が施行せられましてからすでに八年有余を経た今日、その間、特に民間放送の異常な発達とテレビジョンの驚異的な普及により、わが国の放送界の諸情勢は全く一変いたしてありますので、放送法の根本的改正を要し、NHKと民放、すなわち、受電料を徴収して放送を行うNHKと、ポンサーの提供による広告放送を主とする一般放送事業者、この両者の性格と任務を明確に規定し、両者相待てわが国放送界の発展に寄与せしむべきであることは、もはや何人も否定得るものではありません。しかるに、今回の改正案は、放送事業の発達を促し、放送番組の向上をはかること、目的であるとうたわれているが、根本問題であるNHKと民放との性格にいては何ら触れることなく、いたずらに放送の自主性に制約を加え、言論自由を抑圧するがごとき疑いを含むのであることは、われわれのまこと

遺憾とするところであり、一般国民に
対して失望と不安の念を抱かしむるも
のであります。

以下、若干の点について問題とすべき条項を指摘いたしますならば、まず第一に、第四十四条の、放送番組の編集等についてであります。現行法においては、「協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに、最大の努力を払わなければならない。」と、編集のあり方を大局的に示すにとどまり、その細部にわたっては協会の自主性にまかせてありますが、改正案においては、微に入り細にわたって義務事項が列挙されております。このことは、言論統制への捨て石でなくして何でありましようか。ことに、同条第三項第一号に、新たに「公安」の下に「及び善良な風俗」をつけ加えて「公安及び善良な風俗を害しないこと。」としたことは、電波を通じて旧道徳への復帰をはからんとしたものであり、特高意識の芽はえさせ感知し得るのであります。（拍手）戦前の取締り法規を知る者にとって、かくのごとく公序良俗なるものがよみがえってきますことは、思ふに身の毛のよだつ思いであつて、断じてわれわれの容認し得るものではありません。（拍手）

また、第四十四条の三及び四において、放送事業者が地方末端に至るまで放送番組審議会を設置することが強制

されておりますが、中央審議会の委員は過分に政府の意図を体するものと思われる経営委員会の同意を得て会長が委嘱することでありますから、そこには、おのずから政府色の濃い、一定のワケが形づくられることは当然予測されることでありまして、かかる結果が放送番組の自主性を一段とゆがめるであろうことは憂慮にたえないのであります。(拍手) かくて加えて、政府の言明によれば、放送番組調査官制度を設け、放送番組及びその内容について調査に当らせるといふことでありますから、政府がいかに口をすっぱくして、番組審議会が自主的に作らせるとか、放送及び内容については直接干渉しないなどと弁明いたしましても、それを真に受けるほど国民は甘くはありません。(拍手)

特に、われわれがここに明らかにしておかなければなりませんことは、第四十四条の七において放送内容の事後措置の規定を設けたことであります。すなわち、番組審議会の資料に供するともに、訂正もしくは取り消しの申し出に應ずるためという理由のもとに、放送の内容を当該放送後一カ月間保存することを義務づけ、その内容及び方法を政令にゆだねてあるのがあります。本来、電波は放送すれば消える性質のものであり、これが保存を義務づけること自体が不合理である上に、録音テープ、録像フィルム等の保存は、経済的にも技術的にも困難があるといわなければなりません。訂正もしくは取り消しのためならば、現行法においても、第四条に、放送後二週間以内に関係者から請求があった場合は、その事実を調査し、訂正、取り消しの放送ができるように道が開かれております。また、番組審議会の資料に供する意味ならば、現に放送事業者は、脚本や放送原稿、放送日誌等を各社ごとに保存しているのが通例でありますから、現状のままで十分事足りるはずであります。今さら事新しく事後措置の規定を設けるなどは、いたずらに国民の疑惑を深からしむる以外の何ものでもありません。

最後に、最も重要なことは、改正案に第四十九条の二をつけ加えて、政令の定めるところにより放送事業者から業務報告を徴することにしたばかりか、これを怠った者に対する罰則規定まで設けたことでもあります。業務報告とは何をさすのか。すでに、NHKは、現行法第三十八条において、毎事業年度の業務報告書を郵政大臣に提出し、郵政大臣はこれに意見を付して国会に報告することになっております。その際、意見を付するための参考資料として詳細なデータを提出せしめることができます。現に、そうやってきております。また、民間放送事業者といふにしても、定期々々の再免許を得るためには、郵政大臣から求めがあら

ば業務の実態を明らかにするでありましょう。それにもかかわらず、二重に業務報告を求めることは、一体、何を目的として、どういふ報告を求めようとするのか、われわれの、はなはだ了解に苦しむところであります。さらに、NHKの経営委員会につきましては、欠格条項を緩和してまで委員の数をふやし、かつ、有給制に改めたのであります。また、第十三条第二項において、経営委員会の権限を「業務の運営を指導統制することから」業務の運営に関する重要事項を決定すること」に強化いたしました。そして、その反面、第二十三条においては、会長を経営委員会の構成メンバーからはずらして、日常業務の自主性を弱めたことなど、それやこれやを考え合せますと、いかに巧みに擬装されてあります。今回の改正の目的が、番組内容や業務の内容にまで政府が干渉し、放送やテレビの持つ巨大なマス・コミの力を政府及び自民党の意図するままに利用せんとするものであることは、とうてい隠しおさめるものではありません。(拍手)

出で、作者の三木鶏郎氏が行方不明になってしまった事件であります。また、近くは昨年の十月二十二日、国家公安委員会金正氏の対談放送が、たまたま同氏が当時総同盟会長であったことを奇貨としたしまして、自民党副幹事長が、この放送内容についてこれを印刷に付し、党利党略の宣伝材料とする目的をもってその録音の速記録を要求し提出せしめた事件がありました。法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない、と明確に規定されておる現行法のもとにおいてすら、かくのごとく政治的野望によって放送の自主性が侵害され、あるいは政争の具に供され、その渦中に巻き込まれておる現状であります。ましてや、改正案によれば、今度は、大つばらに、正面切つて、法律に定める権限に基づいて政府の意図するままに干渉し、規律することができるのであります。この改正案に対しては、自民党からは修正案が出ております。さすがに、何がしかの面はゆさからか、放送内容の事後措置期間を、「二箇月」から「三週間」に、あるいは「業務報告をさせる」を、「資料の提出を求める」ことに、その他二、三の点について、やわらかく筆が加えられてありますが、それらは、いずれもあまりにも露骨過ぎる面を耳ざわりのよい言葉で化粧し直したものでありまして、何ら原案の本质を変えるものではありません。以上、要約いたしますならば、今回の放送法の一部を改正する法律案及び放送法の一部を改正する法律案に対する修正案は、いずれもこれまで自民党政府のとり来った反動政策の一環をなすものでありまして、自治警察の廃止、教育委員の任命制、教職員勤務評定、学校長の管理職手当支給、警職法の改正等——幸いにして、警職法は、全国民の激怒を買い、ついに廃案のやむなきに至りましたが、これら一連の権力立法と形こそ違え、そのねらうところは全く一つであつて、憲法改悪、再軍備へのコースをたどるものであることは申すまでもありません。(拍手) 民主主義を持するわれわれの絶対的に承し得ざるものであります。私は、電波は国民のものであり、NHK、民放を問わず、放送に当っては憲法に保障された言論の自由をその番組において常に確保すべきであつて、いやしくも、時の政府の広報機関であつたり、宣伝機関であつてはならないことを、ここに明確にいたしますとともに、この放送の鉄則を乱すおそれある今回の放送法の一部を改正する法律案並びにこれに対する自民党の修正案に対しては断固として反対し、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 進藤一馬君。

〔進藤一馬君登壇〕

○進藤一馬君 ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案に關し、私は、自由民主党を代表して、わが党の橋本登美三郎君提出の修正案並びに同修正部分を除く原案に対し賛成の意を表するものであります。(拍手)

現行放送法は、電波法とともに、去る昭和二十五年、いわゆる電波の解放とその効率的利用とを標榜して制定されたものであります。この法律の所期の目的は、みごとに的中して、わが国の放送界はこれを契機として急激に振興の機運に転じ、自來今日に至る八カ年余の間に、NHK放送の普及、民間放送の出現とその急速なる発展、テレビジョン放送の発足等、幾多画期的な進展ぶりを示し、さらに科学技術の進歩と相俟って、近い将来にはFM及びカラー・テレビジョンの本格放送も期待し得るといふ、まことに喜ぶべき急カーブの成長を遂げつつあるのであります。このように、わが国放送事業今日の繁榮の基盤は、放送法及び電波法の制定によつて築かれたと申しても過言ではないのであります。一面においては、かかる放送事業の飛躍的発達並びにこれに伴う放送の國家、社會に与える影響力の増大は、必然的に現行法

制定当時予測し得なかつた事情の變更あるいは新事態の発生を促し、ここに放送界の現状に適応するように放送法を改正すべしとする議論を生じましたことは、日進月歩の発展を遂げつつある放送事業にあつては、むしろ當然であります。

放送法を含む電波關係法令の全面的再検討が世上の問題になりましたのは、すでに相当以前のことでありまして、各方面からいろいろな意見が発表され、政府においても、郵政省内に特別な調査機關を設けて精細な研究を重ね、国会としても、通信委員会に小委員会を置いて、独自の立場から慎重に検討を進めて参つたのであります。しかるに、今回政府から提案されました改正案は、根本的改正に觸れない部分的改正であるという点が野黨の反対を買つてゐる一つの理由であるように思われるのであります。一口に根本的改正といつても、論争点はさくさく広範多岐にわたり、中には、わが国放送事業の基本的な建前にまで觸れる問題をも包蔵しており、しかも、賛否の議論が交錯して、容易に結論を得るに至らない幾多の重要課題を含んでゐるのであります。従つて、政府としては、これらの根本問題については検討を打

ち切ることなく、引き続き慎重研究を進めることとし、今回は、今日の放送界の事情から見て、当面最も必要欠くべからざる点についてのみ改正をはかつた旨を言明しておるのであります。この改正案の中に盛り込まれた事項は、いずれも早急に解決の必要に迫られてゐる問題でありまして、根本的改正に藉口して、じつぜん日を送ることを許されない性質のものであり、政府がこれら諸点につきまず解決をはかりうとする意図は十分了解し得るものであります。

次に、本改正案の内容は大別して三つに分けられますが、その第一は、放送番組の向上、適正化に関する措置であります。NHK及び民間放送を通じて、放送番組をより高度なものに引き上げることの必要は、世論の動向に徴して明らかであるところであつて、本改正案においても、目的の大半がここに置かれており、特に、ラジオ、テレビジョンを通じて、教育、教養の面に対する放送の利用の向上に意を用いてゐるのは、きわめて適切な改正であると考えるのであります。

放送事業が発達し、ラジオ並びにテレビジョンの影響力が浸透すればするほど、放送番組の内容の適否いかに

は、さらに重要でありまして、國民の関心も深まってくるのであります。しかるに、現行放送法が放送番組内容の基準として規定するところはきわめて少いのであります。今回の改正によつて、國として放送事業の公共性の名において事業者に期待するところが明らかにになり、貴重な電波が、單に慰安、娯樂の提供という面より離脱して、漸次國民の教育、教養に資する方向に使われるようにならうとすることは、さくさく有意義なことであり、この意味では、部分的改正と称しながら、今次改正案は、実は放送法の根本に觸れる積極的意図をも含むものと見られるのであります。しかしながら、放送番組規制の問題は、直ちに憲法に定める表現の自由、放送法に定める放送番組編集の自由の原則との調整に

改正の第二点は、日本放送協會の業務、機構及び財務の整備に関するものであつて、NHKの規模並びに業務量の増大に伴う必要やむを得ざる改正であります。

第三点として、民間放送事業者に対する改正は、放送番組適正化に關するもののほかは、その経営の主体性確保のためにする若干の規定が追加せられたにとどまり、なるべく法の束縛を少くして、その自主的活動を活発ならしめようとする現行法の精神は、何らの変更をも受けておらないのであります。

以上申し述べました通り、本改正案は、その基本的構想においてきわめて適切妥當であり、内容をなす各条項の改正も、おおむねこの基本方針に合致してゐるものと認められるのであります。が、さらに、通信委員会の法案審議過程における各委員の意見等にかんがみ、わが党の橋本理事から修正案の提出があり、NHKの理事の員数、放送内容の事後措置の期間、郵政大臣の放送事業者に対する業務報告の徴取、一般放送事業者の番組審議機關の設置等の諸点に關し修正の提案があつたのであります。これらの修正は、政府提出の原案の本質に変更を加えるものではなく、原案の欠点を補つて、これを

一、その完璧ならしめるものとして、これに全面的賛成を寄せるものであります。

よって、自由民主党は、橋本君提出にかかる修正案と、同修正部分を除く原案に賛成するものであることを明らかにして、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この

際、内閣提出、参議院送付、風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事額 細瀬三君。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日 内閣総理大臣 岸 信介

風俗営業取締法の一部を改正する法律

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

風俗営業取締法

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この法律で「風俗営業」とは、次の各号の一に該当する営業をいう。

一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業

二 待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)

四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号又は前号に該当する営業を除く。)

五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、総理府令で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス(これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない照度を定めたときは、その照度)以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)

六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見とおすことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル(これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに

満たない広さを定めたときは、その広さ)以下である客席を設けて営むもの

七 まあじやん屋、ばちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

第二条第三項中「第三号」を「第七号」に改める。

第四条中「(以下営業者という。)」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(深夜における飲食店営業の規制)

第四条の二 都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業(以下「飲食店営業」という。の深夜(午後十一時から翌日の日出時までの時間をいい、都道府県が条例でこの時間内においてこれと異なる時間を定めたときは、その時間とする。以下同じ)における営業について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

2 公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、深夜における当該営業に關し、深夜において、法令又は前項の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合に

において、善良の風俗を害する虞があるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む深夜における飲食店営業について、期間を定めてその停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

第五条第一項中「前条」を「第四条」に、「営業の許可を取り消し、又は」を「営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、又は前条第二項の規定により、」に、「当該営業者」を「当該営業を営む者に改め、同条第二項中「前条」を「第四条又は前条第二項」に、「当該営業者」を「当該営業を営む者に改める。

第六条第一項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第二項中「当該官吏及び吏員」を「警察官」に改める。

深夜においては、飲食店営業の営業所についても、同様とする。

第七条第一項中「第四条」の下に「若しくは第四条の二第二項」を加え、「三箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、

昭和三十三年十二月三日 衆議院會議録第十二号 風俗営業取締法の一部を改正する法律案

同条第二項中「条例に違反し、又は第六条の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する」を「条例に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する」を「若しくは虚偽の届出をし、又は第六条の規定による警察官の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを五千円以下の罰金に処する」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の第一条第五号又は第六号に掲げる営業を営んでい

る者は、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第二条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の一部改正)
4 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「及び第二号」を「から第六号まで」に改める。

5 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号の三中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)に、「又は第二号」を「から第六号まで」に改める。

理 由

喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を暗くして営むもの及び他から見とおすことが困難な狭い客席を設けて営むものを新たに風俗営業に含ませることとし、客席を設けて客に飲食をさせる営業で、その深夜における業態が善良の風俗を害する

と認められるものについて、都道府県公安委員会が必要な処分をすることができるようにする等、これらの営業に関し善良の風俗保持のための規制を加えることができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年十二月十五日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 加藤 謙五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔議案三君登壇〕

○續辯三君 たいい議題となりました風俗営業取締法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕
本案は、最近におけるいわゆる深夜喫茶等の弊害にかんがみ、現行風俗営業取締法の一部に改正を加えて、これ

が規制に遺憾なきを期せうとするものであります。

その内容は、第一に、喫茶店、バー、その他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を暗くして営むもの及び他から見通すことが困難な狭い客席を設けて営むものを新たに風俗営業に含ませるものとする。第二に、客席を設けて客に飲食させる営業で、風俗営業以外のものであつても、その深夜における業態が善良の風俗を害すると認められるものについて、都道府県は条例で適当な制限を加え、また、都道府県公安委員会は必要な処分をすることができるようになること。従つて、本法の名称を風俗営業等取締法と改めること。第三には、この改正の目的を達するために必要な限度において罰則その他の規定を整備することなどでありま

す。

本案は、前国会において参議院より送付され、本院において会期の関係上審議未了となつたものと全く同一内容の法案であります。今国会においても参議院の先議となり、本委員会には昨年十二月十日予備審査のため付託され、同月十五日参議院より送付、同日本委員会に付託されました。翌十六日、青木内務大臣より提案理由の説明を聴

取し、一月三十日には参考人を招致してその意見を聴取するなど、慎重審議いたしました。これら詳細につきましては、すべて会議録に議ることといたします。

本日、本案に対する質疑を終了し、その際、日本社会党を代表して阪上委員より、本案に対し次のごとき附帯決議を付したき旨の動議が提出され、その趣旨説明がありました。附帯決議の案は次のごときものであります。

附帯決議

政府は、風俗営業の営業所における照度が善良な風俗に至大の影響を及ぼすものであることにかんがみ、少くとも五ルクス程度以上とするよう充分指導するとともに、一般飲食店営業にあつても、深夜営業を営むものについては、その照度を二十ルクス程度以上の明るさとするよう指導し、なお、深夜の時間についても、善良の風俗保持上適切な考慮を払い、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

これに対しまして、政府はその趣旨を十分に了承して遵行する旨、青木内務大臣より所見の開陳がありました。

討論を省略して採決に入り、本法律案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決し、また、附帯決議も全会一致をもって可決せられました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(正本清君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(正本清君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

軽機械の輸出の振興に関する法律

案(内閣提出)

○松澤雄雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正本清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(正本清君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

軽機械の輸出の振興に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を

求めます。商工委員会理事中村幸八君。

軽機械の輸出の振興に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

軽機械の輸出の振興に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第二十三

条)

第三章 輸出振興事業協会

第一節 総則(第二十四条・第三十条)

第二節 役員等(第三十一条・第四十五条)

第三節 業務(第四十六条・第五十六条)

第四節 監督(第五十七条・第五十八条)

第四章 雑則(第五十九条・第六十四条)

第五章 罰則(第六十五条・第七十五条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、輸出すべき軽機械及び軽機械部品について、輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため、その製造業者の登録を行うことによりこれらの品質の向上を図るとともに、輸出振興事業協会を設立して軽機械の輸出の振興に関する業務を行わせ、もつて軽機械の輸出を振興し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「軽機械」とは、小型軽量の機械であつて、その製造業者の大部分が中小企業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)第五条に規定する中小企業者をいう。)であり、主として他の者から購入した部品を組み立てることによつて製造され、かつ、その相当部分が輸出向けに荷入れされるものについて、別表で定めるものをいう。

2 この法律で「軽機械部品」とは、軽機械の主要部分を構成する部品であつて、政令で指定するものをいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 軽機械又は軽機械部品の製造の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める区分に従い、その製造の用に供する事業場ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

(表示)

第四条 前条の規定により軽機械の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した軽機械であつて、次項の規定に基

く特別の表示が附された軽機械部品を使用した場合、その軽機械が登録を受けた軽機械の製造業者の製造したものであることを示す特別の表示を附することができ、この場合において、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、次項の規定に基く特別の表示が附されたものであることを要しない。

2 前条の規定により軽機械部品の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した

軽機械部品に、その軽機械部品が登録を受けた軽機械部品の製造業者の製造したものであることを示す特別の表示を附することができる。

3 前二項の特別の表示に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4 何人も、第一項又は第二項の規定に基いてする場合を除き、軽機械又は軽機械部品に、第一項若しくは第二項の特別の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(輸出の制限)

第五条 軽機械又は軽機械部品(軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。以下この項において同じ。)は、前条第一項又は第二項の表示が附されたものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部

品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

(登録の申請)

第六条 第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の名称及び所在地
- 三 製造しようとする輕機械又は輕機械部品の種類及び月間最大製造量
- 四 通商産業省令で定める製造又は検査のための設備の名称、性能及び数
- 五 通商産業省令で定める技術者の資格及び数
- 六 検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件であつて通商産業省令で定めるもの

2 前項の申請書には、事業場の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録の欠格事項)

第七条 次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第八条 通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 第六条第一項第四号の通商産業省令で定める製造又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

二 第六条第一項第五号の通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

三 第六条第一項第六号の通商産業省令で定める検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

業省令で定める基準に適合していること。

(登録簿)

第九条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第六条第一項各号に掲げる事項
- 三 第十六条第一項の規定により第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨を命じたときは、その理由及び期間

(登録証の交付)

第十条 通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 事業場の名称及び所在地
- 四 製造しようとする輕機械又は輕機械部品の種類

(承継)

第十一条 第三条の登録を受けた者(以下「登録事業者」という。)が当該登録に係る事業の全部を譲渡

し、又は登録事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第七条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第十二条 登録事業者は、第六条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第十三条 登録事業者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から

二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第十四条 登録事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第十五条 登録事業者がその事業を廃止したときは、登録は、その効力を失う。

(登録の取消等)

第十六条 通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その者の製造に係る輕機械若しくは輕機械部品に第四条第一項若しくは第二項の特別の表示を附してはならない旨を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反したとき。

二 第七条第三号に該当するに至つたとき。

三 不正の手段によつて登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、登録事業者が第八条各号の一に該当しなくなつたと認めるときは、その登録事業者

に対し、六月以内の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(登録の消除)

第十七条 通商産業大臣は、登録事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならぬ。

(登録証の返納)

第十八条 登録事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から二十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録の停止等)

第十九条 通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十六条又は第五十七条の規定により、軽機械の製造又は出荷の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第八条の規定にかかわらず、その命令に係る軽機械の製造の事業を行おうとする者について、第三条の登録を停止することができる。

2 通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十八条の

規定により、軽機械部品の製造設備の新設の制限又は禁止の命令をした場合においては、第八条の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第三条の登録をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により登録を停止するときは、その旨を告示しなければならない。

(登録の再開)

第二十条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により登録を停止した後において、その要件となつた事実が消滅したと認めるときは、登録を再開しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により登録を再開するときに準用する。

(登録簿の謄本等)

第二十一条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(手数料)

第二十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

納付しなければならない者

一	登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
二	登録簿の訂正又は再交付を受けようとする者
三	登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
四	登録簿の閲覧を請求しようとする者

(省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録簿の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 輸出振興事業協会

第一節 総則

(目的)

第二十四条 輸出振興事業協会は、軽機械の輸出の振興に関する業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二十五条 輸出振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(種類)

第二十六条 協会は、別表に掲げる軽機械ごとに一を限り、設立されるものとする。

(名称)

第二十七条 協会は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いなければならない。

金 額
一件につき 四千元
一件につき 二百円
一枚につき 二十円
一回につき 二十円

2 協会でない者は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十八条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(定款)

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 総代会に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

九 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(民法の準用)

第三十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節 役員等

(役員)

第三十一条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十二条 会長及び監事は、総代会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、総代会の同意を得て、会長が任命する。

3 役員の任期は、二年とする。

4 役員は、再任されることができ
る。

(総代会)

第三十三条 協会に、総代会を置く。

2 総代会は、十人以上二十人以上
において定款で定める数の総代を
もつて組織する。

3 総代会に議長を置き、総代がこ
れを互選する。

4 議長は、総代会の会務を総理す
る。

5 総代会は、あらかじめ総代のう
ちから、議長に事故がある場合に
その職務を代行する者を定めてお
かなければならない。

(総代)

第三十四条 総代は、定款で定める
ところにより、協会の業務に係る
輕機械の登録事業者が当該登録事
業者のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、無記名投票によ
つて行う。

3 投票は、登録事業者一人につき
一票とする。

4 総代の任期は、二年以内におい
て定款で定める期間とする。

(総代会の権限)

第三十五条 次の事項は、総代会の
議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 負担金の額及び徴取の方法

三 会計の処理に関する規則の設
定及び変更

四 収支予算及び決算

五 第四十六条第一項第一号から
第四号までに掲げる業務に係る
事業計画の作成及び変更

(総代会の議事)

第三十六条 総代会は、総代の過半
数が出席しなければ、会議を開
き、議決をすることができない。

2 総代会の議事は、出席した総代
の過半数をもつて決する。可否同
数のときは、議長が決する。

(評議員会)

第三十七条 協会に、評議員会を置
く。

2 評議員会は、会長の諮問に応
じ、協会の業務の運営に関する重
要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関
し、会長に意見を述べることがで
きる。

4 評議員会は、評議員十五人以上
をもつて組織する。

5 評議員は、協会の業務に係る輕
機械に關し学識経験のある者のう
ちから、通商産業大臣の承認を受
けて、会長が任命する。

6 評議員の任期は、一年とする。

7 評議員は、再任されることがで
きる。

(報酬)

第三十八条 総代及び評議員は、報
酬を受けない。ただし、旅費その
他業務の遂行に伴う実費を受ける
ものとする。

(役員等の欠格条項)

第三十九条 次の各号の一に該当す
る者は、役員又は評議員となるこ
とができない。

一 國務大臣若しくは国会議員又
は地方公共団体の議会の議員若
しくは地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員
(教育公務員で政令で定める者
及び非常勤の者を除く。)

(役員等の解任)

第四十条 通商産業大臣は、会長又
は監事が前条各号の一に該当する
に至つたときは、これを解任しな
ければならない。

2 会長は、理事又は評議員が前条
各号の一に該当するに至つたとき

は、これを解任しなければならない
い。

第四十一条 通商産業大臣は、会長
若しくは監事が心身の故障のため
職務を執行することができないと
認めるとき、又は会長若しくは監
事に職務上の義務違反その他会長
若しくは監事たるに適しない非行
があると認めるときは、これを解
任することができる。

2 会長は、理事若しくは評議員が
心身の故障のため職務を執行す
ることができないと認めるとき、又
は理事若しくは評議員に職務上の
義務違反その他理事若しくは評議
員たるに適しない非行があると認
めるときは、理事にあつては総代
会の同意、評議員にあつては通商
産業大臣の承認を得て、これを解
任することができる。

(役員等の兼職禁止)

第四十二条 役員は、営利を目的と
する団体の役員となり、又は自ら
営利事業に従事してはならない。
ただし、通商産業大臣が役員とし
ての職務の執行に支障がないもの
と認めて承認したときは、この限
りでない。

(代表権の制限)

第四十三条 協会と会長との利益が
相反する事項については、会長

は、代表権を有しない。この場合
は、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第四十四条 会長は、理事又は協会
の職員のうちから、協会の主たる
事務所又は従たる事務所の業務に
關し一切の裁判上又は裁判外の行
為をする権限を有する代理人を選
任することができる。

(役員等の秘密保持義務)

第四十五条 協会の役員若しくは職
員若しくは評議員又はこれらの職
にあつた者は、その職務に關して
知得した秘密を漏らし、又は盗用
してはならない。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十六条 協会は、第二十四条の
目的を達成するため、次の業務を
行う。

一 輕機械に關する海外市場の調
査をし、及びその成果を普及す
ること。

二 海外市場において輕機械の紹
介、宣伝及びアフターサービス
を行うこと。

三 輕機械の品質の改善に關する
調査、試験研究及び指導を行う
こと。

昭和三十四年二月三日 衆議院會議録第十二号 輕機械の輸出の振興に関する法律案

四 前各号の業務に附帯する業務
五 前各号に掲げるもののほか、
第二十四条の目的を達成するた
め必要な業務

2 協会は、前項第五号の業務を行
おうとするときは、総代会の議
決を経て、通商産業大臣の認可
を受けなければならない。

3 協会は、第一項第一号（成果の
普及を除く。）及び第二号に掲げ
る業務の実施については、日本貿
易振興会に委託してするものとす
る。

（事業年度）
第四十七条 協会の事業年度は、毎
年四月一日に始まり、翌年三月三
十一日に終る。

（事業計画等）
第四十八条 協会は、毎事業年度開
始前に、その事業年度の事業計画
及び収支予算を作成し、通商産業
大臣の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするとき
も、同様とする。

（負担金）
第四十九条 協会は、第四十六条第
一項第一号から第四号までに掲げ
る業務に必要な費用に充てるた
め、協会の業務に係る輕機械の登
録事業者から、輸出向に出荷され
る輕機械について、定款で定める
ところにより、負担金を徴収する
ことができる。

2 前項の負担金の額及び徴収の方
法は、協회가、毎事業年度開始前
に、通商産業大臣の認可を受けて
定める。この場合において、負担金
の額は、輸出向に出荷される輕機
械一台につきその種類ごとに政令
で定める金額をこえてはならな
い。

3 協会は、前項の認可を受けたと
きは、遅滞なく、負担金の額及び徴
収の方法を公告しなければならない。
い。

（資金の借入）
第五十条 協会は、資金の借入をし
ようとするときは、通商産業大臣
の認可を受けなければならない。
（準備金）
第五十一条 協会は、定款で定める
ところにより、第四十九条第一項
の規定により徴収した金額の一部
を準備金として積み立てることが
できる。

（財務諸表）
第五十二条 協会は、毎事業年度経
過後二月以内に、財産目録、貸借対
照表及び損益計算書（以下「財務諸
表」という。）を作成し、通商産業大
臣の承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務
諸表について通商産業大臣の承認
を受けようとするときは、これに
収支予算の区分に従い作成した当
該事業年度の決算報告書を添附
し、並びに財務諸表及び決算報告
書に関する監事の意見をつけなけ
ればならない。

（事業報告書）
第五十三条 協会は、毎事業年度経
過後二月以内に、事業報告書を作
成し、通商産業大臣に提出しなけ
ればならない。

（書類の送付）
第五十四条 協会は、第四十八条又
は第五十二条第一項の認可又は承
認を受けたときは、当該認可又は
承認に係る事業計画及び収支予算
に関する書類又は財務諸表を協会
の業務に係る輕機械の登録事業者
に送付しなければならない。

2 協会は、前条の規定により事業
報告書を作成したときは、当該事
業報告書を協会の業務に係る輕機
械の登録事業者に送付しなければ
ならない。

（資料の提出の請求）
第五十五条 協会は、第四十九条第
一項の規定により負担金を徴収す
るため必要があると認めるとき
は、協会の業務に係る輕機械の登
録事業者に対し、資料の提出を求
めることができる。

（検査の請求）
第五十六条 協会の業務に係る輕機
械の登録事業者は、その総数の十
分の一以上の同意を得て、その協
会の業務が法令又は定款若しくは
会計の処理に関する規則に違反す
る疑があることを理由として、通
商産業大臣にその検査を請求する
ことができる。

2 前項の請求があつたときは、通
商産業大臣は、その協会の業務の
状況を検査しなければならない。

（監督）
第五十七条 協会は、通商産業大臣
が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施
行するため必要があると認めると
きは、協会に対し、その業務に関
し監督上必要な命令をすることが
できる。

（報告及び検査）
第五十八条 通商産業大臣は、この
法律を施行するため必要があると
認めるときは、協会に対し、その
業務に関し報告をさせ、又はその
職員に、協会の事務所その他の事
業所に立ち入り、帳簿、書類その
他の物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

第四章 雑則
第五十九条 通商産業大臣は、第
十九条第一項の規定により第三
条の登録を停止しようとするときは、
中小企業安定審議会に諮問しなけ
ればならない。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

（報告及び検査）
第六十条 通商産業大臣は、この法
律の施行に必要な限度において、
政令で定めるところにより、登録
事業者に対し、その業務に関し報
告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立)

第六十一条 第三条又は第十六条の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ。

第六十二条 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十三条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行った後、文書をもつて決定し、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(解散)

第六十四条 協会の解散については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、第四十九条第一項の規定により負担金を納付した輕機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

第五章 罰則

第六十五条 協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問はず、その協会の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第六十六条 協会の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はこれを要求若しくは

約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十八条 第五条第一項の規定に違反して輕機械又は輕機械部品(輕機械の未完成品を含む。)を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定による第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨の命令に違反した者

第七十条 第四十五条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を洩らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十二条 第二十七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十八条、第六十

九条、第七十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第四十六条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第七十五条 第十二条第一項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(輸出の制限についての経過規定)

第二条 第五条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して四月間は、適用しない。

(協会の設立)

第三条 協会を設立するには、この法律の施行の日から起算して二月

を経過した日の後において、別表に掲げる軽機械ごとに当該軽機械の登録事業者十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の発起人が同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基準となるべき事項、発起人が推薦しようとする会長又は監事となるべき者の氏名その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該申請の日における当該軽機械の登録事業者の三分の一以上の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して四月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する

期日まで同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により前条第一項の認可を申請する場合に、適用しない。

第五条 通商産業大臣は、附則第三条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第六条 発起人は、前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条 附則第五条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条 協会は、設立の登記をすることによって成立する。

(経過規定)

第九条 第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に輸出振興事業協会の文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第十条 附則第五条第二項の規定により会長又は監事に任命されたものとされた会長又は監事の任期は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

第十一条 協会の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第十二条 協会の最初の事業年度については、第四十八条及び第四十九条第二項中「毎事業年度開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団の下に、輸出振興事業協会」を、「石炭鉱業合理化臨時

措置法」の下に、「軽機械の輸出の振興に関する法律」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合」を「輸出振興事業協会、塩業組合」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「輸出入組合」の下に「並びに輸出振興事業協会」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 軽機械又は軽機械部品

の製造業者を登録すること。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第十七条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 輸出振興事業協会

別表

一 家庭用ミシン(頭部のみのものを含む。)

二 双眼鏡

理由

軽機械の輸出の重要性にかんがみ、輸出すべき軽機械及び軽機械部品について、輸出入貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除去するため、その製造業者の登録を行うことによりこれらの品質の向上を図るとともに、輸出振興事業協会を設立して軽機械の輸出の振興に関する業務を行わせる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

軽機械の輸出の振興に関する法律

案に対する修正案

軽機械の輸出の振興に関する法律

律案に対する修正

軽機械の輸出の振興に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五条中「附則第三条」を「附則第四条」に、附則第七条及び附則第十条中「附則第五条」を「附則第六条」に改める。

昭和三十四年二月三日 衆議院會議録第十二号 輕機械の輸出の振興に関する法律案 朗読を省略した報告

附則中第二条を第三条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

〔廃止〕

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君 たいだいま議題となりました輕機械の輸出の振興に関する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ミシン、双眼鏡等の輕機械の輸出は近年目ざましく伸びているのでありますが、これらの製造はアセンブル方式をとっており、簡単な設備で開業できるため、業者数が急激に増加し、その結果、過当競争に陥っており、著しい安値で輸出されている現状であります。このような輸出価格の低落は、外貨収支の上に著しい損失を招くばかりか、安からろ悪かろの悪循環を招くおそれがあるであります。かかる実情から見まして、輕機械の輸出の振興をはかるためには、過当競争の防止、品質の向上、さらに、積極的なマーケティング

ディング等を行う必要が痛感されるに至ったのであります。

以上が本法案の提出された理由であります。

本法案の内容の第一は登録制をしいたことでありまして、登録を受けた者の製造する輕機械及び同部品には特定の表示をつけ、この表示がなければ輸出してはならないこととしたのであります。さらに、過当競争防止のため必要があれば一時登録を停止することができるとしたのであります。

第二は、輕機械ごとに輸出振興事業協会を設立することとしたことでありまして、同協会は海外調査、宣伝等の業務を行うとともに、同協会が輸出入取引法の指定機関となった場合は一手購入販売を行い得ることとし、以上の業務達成のために、輸出金額の一定割合の負担金を徴収することとしたのであります。

なお、本法を適用する輕機械の種目は、別表で家庭用ミシン並びに双眼鏡を指定してあります。

本法案は、去る十二月十六日政府より提案の理由を聴取し、その後数次にわたり慎重な審議を重ねて参ったのであります。その詳細は委員會議録を御参照願います。

二月三日に質疑を終了し、引き続き自由民主党並びに日本社会党の共同提案になる修正案が提出され、不肖中村幸八が趣旨説明を行いました。その内容は、本法を五カ年以内に廃止することでありました。

採決の結果、本案は修正案通り修正すべきものと決しました。

なお、日本社会党田中武夫君より、同党提案になる附帯決議案が提出されました。その大要は、本法の運用を民主的に行うこと、輸出振興事業協会に対し、財政上、金融上の特別措置を講ずること、登録基準は関係者の意見を十分尊重して決定すること、本法の施行により関係事業の従業員の整理、労働強化、賃金低下を来たさないよう監督すること等でありました。

採決の結果、これまた全会一致をもって提案通りの附帯決議を付することと決しました。

以上をもって御報告を終わります。

○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(正木清君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時散会

出席國務大臣

厚生大臣 坂田 道太君
郵政大臣 寺尾 豊君
國務大臣 青木 正君
出席政府委員
内閣官房長官 赤城 宗徳君
厚生省引揚 河野 鎮雄君
援護局長 中川 俊思君
通商産業政務次官 濱田 成徳君
郵政省電波 濱田 成徳君
監理局長 濱田 成徳君

○朗讀を省略した報告

〔議決通知〕

一、去る一月二十九日本院は中央更生保護審査会委員に坂西志保君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔政府委員承認〕

一、去る一月三十日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

国家消防本部 横山 和夫
部総務課長
大蔵省主計 末廣 義一
局司計課長
大蔵省主計 岸本 晋
局給与課長
文部大臣官房 齋藤 正
総務参事官
郵政大臣官房 上原 一郎
房文書課長
法務大臣官房 津田 實
法制調査部長

〔政府委員任命通知受領〕

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る一月三十日議長において承認した横山和夫外五名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

〔議席変更〕

一、昨二日衆議院規則第十四条但書により議長において議席を次の通り変更した。

三二九 中曾根康弘君
三四一 池田 勇人君
四〇〇 井出一太郎君
四〇七 高橋 英吉君

〔理事補欠選任〕

一、去る一月二十九日地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 阪上安太郎君(理事中井徳次郎君去る一月二十九日理事辞任につきその補欠)

理事 安井 吉典君 (理事川村維義君去る一月二十九日理事辞任につきその補欠)

一、去る一月二十九日議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 大倉 三郎君 (理事武知勇記君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三和 精一君 (理事福家俊一君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

一、去る一月三十日文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 稻葉 修君 (理事白井莊一君去る一月二十七日委員長就任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る一月二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 山下 榮二君

社会労働委員 吉川 兼光君

商工委員 久野 忠治君

予算委員 南 好雄君

議院運営委員 武知 勇記君 福家 俊一君

一、去る一月三十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

中島 茂喜君 矢尾喜三郎君

天野 公義君 本島百合子君

文教委員 本島百合子君 矢尾喜三郎君

一、去る一月三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 勝間田清一君

文教委員 小林 絹治君

運輸委員 中崎 敏君

予算委員 岡田 春夫君 楠 兼次郎君

一、昨日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 吉川 兼光君

社会労働委員 山下 榮二君

(常任委員補欠選任)

一、去る一月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 吉川 兼光君

社会労働委員 山下 榮二君

商工委員 南 好雄君

予算委員 久野 忠治君

議院運営委員 大倉 三郎君 山口六郎次君

一、去る一月三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

天野 公義君 本島百合子君

中島 茂喜君 矢尾喜三郎君

文教委員 矢尾喜三郎君 本島百合子君

一、去る一月三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 楠 兼次郎君

文教委員 北村徳太郎君

運輸委員 岡田 春夫君

予算委員 中崎 敏君 勝間田清一君

一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 山下 榮二君

社会労働委員 吉川 兼光君

(特別委員辞任)

一、去る一月三十日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 白井 莊一君

(特別委員補欠選任)

一、去る一月三十日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 辻 政信君

辻 政信君

(議案提出)

一、去る一月二十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

国内旅客船公団法案

農林省設置法の一部を改正する法律案

水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、去る一月三十日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

未帰還者に関する特別措置法案 (海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長提出)

一般国民年金税法案 (八木一男君外二十七名提出)

労働者年金税法案 (八木一男君外二十七名提出)

国民年金特別会計法案 (八木一男君外二十七名提出)

国際労働条約第八十七号批准に関する決議案 (河野密君外十二名提出)

一、去る一月三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一、去る一月三十一日議員から提出した議案は次の通りである。

国民年金法の施行及び国民年金その他の年金等との調整に関する法律案 (八木一男君外十四名提出)

一、去る一月三十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

農林漁業基本問題調査会設置法案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

昭和三十四年二月三日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した報告

一七四

日本蚕業事業団法案 プラント類輸出促進臨時措置法案 簡易生命保険法の一部を改正する法律案	一、昨二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 特許法案 特許法施行法案 実用新案法案 実用新案法施行法案 意匠法案 意匠法施行法案 (議案付託)	航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号) 商工委員会 付託	農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三三号) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号) 以上三件 内閣委員会 付託	臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号) 農林水産委員会 付託
一、昨二日内閣から提出した議案は次の通りである。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 首都高速道路公団法案 道路法の一部を改正する法律案 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案 港湾運送事業法の一部を改正する法律案 臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案 疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案 (議案受領)	一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 特許法案 特許法施行法案 実用新案法案 実用新案法施行法案 意匠法案 意匠法施行法案 (議案付託)	一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)(予) 大蔵委員会 付託	農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三三号) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号) 以上三件 内閣委員会 付託	臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号) 農林水産委員会 付託
一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号) 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号) 以上四件 内閣委員会 付託	一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)(予) 大蔵委員会 付託	一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)(予) 大蔵委員会 付託	農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三三号) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号) 以上三件 内閣委員会 付託	臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号) 農林水産委員会 付託
一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号) 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号) 以上四件 内閣委員会 付託	一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)(予) 大蔵委員会 付託	一、去る一月二十九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 昭和三十四年分の所得税の確定申告書の提出期限の特例に関する法律案(内閣提出第八八号)(予) 大蔵委員会 付託	農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三三号) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号) 以上三件 内閣委員会 付託	臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号) 農林水産委員会 付託
一、去る一月三十日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 港域法の一部を改正する法律案	一、去る一月三十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 港域法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)(予) 運輸委員会 付託	一、去る一月三十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 港域法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)(予) 運輸委員会 付託	農林漁業基本問題調査会設置法案(内閣提出第九三三号) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号) 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五五号) 以上三件 内閣委員会 付託	臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号) 農林水産委員会 付託

実用新案法案(内閣提出第一一〇号)
(予)

実用新案法施行法案(内閣提出第一

一一号)(予)

意匠法案(内閣提出第一一二号)
(予)

意匠法施行法案(内閣提出第一二三
号)(予)

以上六件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、昨二日予備審査のため次の本院議
員提出案を参議院に送付した。

未帰還者に関する特別措置法案(海
外同胞引揚及び遺家族援護に関する
調査特別委員長提出)

衆議院会議録第十号中正誤

へし段 行 誤 正

一六二 三 購充力 購買力

一三三 四

八 購充力

購買力

一三三 から二三 縦貫鉄道 縦貫道路

昭和三十四年二月三日 衆議院會議録第十二号

一七六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(官報課)